

2 廃 第 658 号
令和3年3月12日

会津若松市廃棄物処理運営審議会
会 長 平澤 賢一 様

会津若松市長 室井 照平

清掃手数料（し尿くみ取り手数料）の改定について（諮問）

このことについて、会津若松市廃棄物処理運営審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 清掃手数料（し尿くみ取り手数料）の改定について

(別紙)

清掃手数料（し尿くみ取り手数料）改定の概要

1 清掃手数料（し尿くみ取り手数料）を改定する理由

し尿くみ取り手数料について、平成 28 年度に改定を行った際の会津若松市廃棄物処理運営審議会の付帯意見に基づき、業務原価を検証し、適切な料金に改定を行うものです。

2 改定案

業務にかかる費用を算出し、適切な受益者負担を踏まえた料金設定を次のとおりとするものです。

改定前

項目	区分	手数料 (税込み)	手数料 (税抜き)	備考
基本料金	一般世帯	1,020 円	930 円	180ℓまで
	事業所等	1,660 円	1,510 円	180ℓまで
超過料金	一般世帯	100 円	93 円	180ℓを超え 18ℓ 増すごとに
	事業所等	160 円	151 円	180ℓを超え 18ℓ 増すごとに

改定後

項目	区分	手数料 (税込み)	手数料 (税抜き)	備考
基本料金	一般世帯	1,210 円	1,100 円	180ℓまで
	事業所等	(据え置き)		180ℓまで
超過料金	一般世帯	120 円	110 円	180ℓを超え 18ℓ 増すごとに
	事業所等	(据え置き)		180ℓを超え 18ℓ 増すごとに

※会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 53 年 3 月 30 日会津若松市条例第 7 号）別表（第 20 条関係）に示す内容です。